

令和7年5月8日

保護者 様

筑紫地区中学校長会
会長 日下部 達矢
大野城市立平野中学校
校長 藤田 天平

生徒の大会等参加に係る「出欠の考え方」の見直しについて（お知らせ）

向暑の候、皆様におかれましては益々ご健勝のことと拝察いたします。

さて、筑紫地区中学校では、これまで授業時数確保や地域連携の活動を推進するため「週休日」に「土曜授業」を行う学校が増加してきました。それに伴い、社会体育等の団体に所属している生徒たちの「大会等参加による欠席」やそれに伴う「欠席への配慮（公欠扱い）」を学校に要望される案件も増えてきたため、筑紫地区中学校では筑紫地区教育事務連絡協議会（春日市・大野城市・太宰府市・筑紫野市・那珂川市の各教育委員会からなる組織）の承認を得て、「出欠の考え方」を平成31年4月1日から通知してきました。

しかし、近年の部活動の地域移行や地域展開の動きも進んできており、社会体育等の団体（クラブチーム）に所属して中体連大会に出場する生徒も増加しています。活動の選択肢が広がったことを受け、筑紫地区中学校長会では「出欠の考え方」の見直しを行ってきました。

そして、筑紫地区教育事務連絡協議会の承認を得て、下記の通りとしますのでご確認下さい。

記

- 1 法律上は「公欠（出席すべき日数として数えない）」という取り扱いはなく、「出席」もしくは「欠席」という取り扱いになる。また、欠席のうち、体調不良等による「病欠」以外はすべて「事故欠」扱いとなる。
- 2 「出席」として取り扱うものの範囲
学校教育活動や社会教育活動の一環として、児童生徒が、次に掲げる大会、コンクール等に、学校または地域の代表として参加及び準備を行うために要する期間とする。
 - ①「中学校体育連盟」が主催する大会への参加
 - ②「中学校文化連盟」が認める大会・コンクールへの参加
 - ③日本スポーツ協会加盟組織（県体育協会・中央競技団体・関係スポーツ団体）等の大会要項を学校に提出して申請を行う場合【変更】
- 3 「事故欠」扱いに際しての配慮
2以外は「事故欠」となるが、生徒の進路等に不利益にならないように、進学等に係る「調査書」及び「指導要録」上の備考欄に、欠席理由や大会の成績等を明示する。
- 4 当該取扱の実施日
令和7年4月1日からこの取扱を実施します。